

令和3年鉾田市農業委員会12月定例総会議事録

日 時	令和3年12月24日（金）午後1時57分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	欠
	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出
	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出
	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	欠
	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	欠
	7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠
	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠
	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	欠
	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	欠
	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	欠
	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	欠
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長					
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	2番 永井 司 3番 富田 省三					
書 記	酒井係長					
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について</p> <p>議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地等の売払いに関する意見の決定について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第6号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第7号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落</p>					

	<p>札後の許可について</p> <p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第4号 農地法制限除外の届出について</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて</p> <p>報告第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">（開 会）</p> <p>事務局 定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまより令和3年鉾田市農業委員会12月定例総会を開会いたします。開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長 どうも、皆さん、こんにちは。忙しい中、ご苦労さまでございます。茨城県もコロナで、今年も残り少なくなってきました。あと1週間となりましたけれども、今年1年もコロナで振り回されていましてけれども、この年末に来て306名という数字で、ずっとその人数でコロナが出ていないということで、ある程度安心して皆さん過ごしてはいると思いますけれども、やはり気を引き締めて、うつらない、うつさない、そういう気持ちで皆さんがこうやって過ごしていることが306名で保っていただけるのかなと思っております。</p> <p>私ごとでございますけれども、私も先週、茨城県の5,000円割引というので大子の奥久慈館へ行ってきました。96歳の親を連れて行ってきました。やはりそこで感じたことは、やはりコロナがある程度落ち着いてきたのかなと思ったのは、伊藤園ホテル、グループというのか、あそこに泊まったのですけれども、毎日200人以上来ているそうです。それというのは、やはり茨城県で5,000円割引してくれる。それとあと、クーポン券の2000円がもらえるということで、茨城県のことで経済を大井川</p>
--	--

議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、2番 永井司 委員、3番 富田省三 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、13番 菅谷美尚 委員、17番 海老原康廣 委員、18番 菊川俊雄 委員、19番 飯塚康雄 委員、20番 郡司光一 委員、21番 浅野登 委員、22番 鈴木新吾 委員、23番 大久保稔 委員、24番 小松崎善一 委員が欠席となります。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号13番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号1番から番号13番まで、ご説明いたします。 申請件数につきましては13件、地目、畑14筆、田5筆、計19筆です。面積は4万213平方メートルでございます。 契約内容につきましては、売買7件、普通贈与2件、賃貸借1件、区分地上権3件となっております。 いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います と存じます。 以上でございます。
議	長	番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。

<p>箕輪美代子委員</p>	<p>10番, 箕輪です。1番と2番について説明いたします。</p> <p>まず, 1番, 譲受人, ■■■■さんと譲受人, ■■■■さんは兄弟です。譲受人の■■■■さんは, 建設業兼農業を営んでおります。農業のほうは, 米とサツマイモを作っております。譲渡人がお勤めをしているので, 代わりに作っていた畑を買い受けたいということで買い受けて, サツマイモを作りたいということでもあります。</p> <p>以上のような理由から, 譲受人は農作業に年間200日以上従事しており, 権利移動に係る許可要件においても問題ないと思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続いて, 2番について説明いたします。譲受人の■■■■さんと譲受人の■■■■■さんは, 知人の間柄です。譲受人の■■■■さんの経営規模拡大ということで, 契約が円満にまとまったということでもあります。■■■■さんは, サツマイモを増産するために申請地を取得したいということでもあります。</p> <p>以上のような理由から, 譲受人は農作業に年間200日以上従事しており, 権利移動に係る許可要件においても問題ないと思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号3番, 番号4番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>城田俊男委員</p>	<p>15番, 城田です。■■■■さんの案件, 2件をまとめて話しますので。</p> <p>では, 3条3番の説明に入ります。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, 耕作地の近くに土地がありまして, ■■■■さんの土地だったそうです。今回, 退職後, 農業をやっていけないということで, 持ち続けていくのも大変ということで, 売買という話になったそうです。</p> <p>次の3条4番の譲渡人, ■■■■さんの耕作地ですが, ■■■■さん親子が今まで何件か土地改良区の話によって規模拡大ということで取得してきたものです。今回も同様に取得という形で, 土地改良区の話です。■■■■さん親子は, 米, ニンジン, サツマイモにて10町歩ほどの経営です。後継者の■■■■さんと熱心に取り組んでいます。農作業も280日以上従事しており, 下限面積要件, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。許可要件に問題ないと思われるので, ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号5番, 番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>出沼丈夫委員</p>	<p>16番, 出沼です。3条の5番についてご説明いたします。 貸付人の■■■■さんは, 現在, 保育園を経営しておりますが, その農地を鹿嶋市の■■■■に貸付け, ■■■■は太陽光発電事業を行っていましたが, 経営判断により事業譲渡を検討し, ■■■■が事業承継の意向を示したために譲渡に至ったものであります。よろしくご審議をお願いします。 続きまして, 6番の■■■■ですが, 先ほど5番について報告いたしましたが, 同一敷地です。■■■■は, この申請地に地上3メートルぐらいのところにパネルを設置しております, その下の畑の部分には, ■■■■という農地所有適格法人会社によってニンニクの栽培を行っております。今年度に限って期限が切れますので, 申請をするというようなことですので, ご審議をよろしくお願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号7番から番号10番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>2番, 永井です。7番, 8番, 9番, 10番と説明させていただきます。 7番, ■■■■さんと■■■さんは, 農地を貸し借りの間柄で今回規模拡大ということで, 名義を■■■さんの名前にしたいということで, ■■■■さんはコマツナを中心に, 大々的に外人を10人以上使いながら農作業をしております, 何ら問題ないと思われまますので, 審議よろしくお願いいいたします。 8番について説明いたします。■■■■さんと■■■■さんは兄弟であります, ■■■■さんが農地を取得するために, 前回は, 10年以上前ということでございますが, 取得をするときに農地がないもので兄貴の名義で購入したそうでございますが, もう年になったもので名義を変えてほしいということで, 今回贈与という形で名義を変えるそうでございますので, よろしく審議お願いいしたいと思います。 続きまして, 9番を説明いたします。■■■■さんと■■■■さんは, 近所の間柄で, 今回売買がまとまったそうでございますので, よろしく審議お願いいしたいと思います。 10番について説明いたします。■■■■さんは, 鹿嶋市に住んでおりますから, 事務局と一緒に, 一応市内で名義変えるということで, 現況というか自宅に伺って, コンバインやトラクターがあるのを確認して, 何ら問題ないと思われまますので, その場で事務局と一緒に参って判断をしてまいりましたので, 今回贈与とい</p>

<p>議 長</p> <p>菅谷幸子委員</p>	<p>う形で農地を親御さんから取得することに何ら問題ないと思われ ますので、よろしく審議お願いしたいと思います。 以上です。</p> <p>続きまして、番号11番、番号12番について地元委員の説明を 求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>8番、菅谷です。11番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは、太陽光発電事業 での知り合いであります。このほど事業者を■■■さんに変更した いとの申請がありました。今までと同じ内容で問題ないと思われ ますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続いて、12番ですが、11番と同じ内容で、ここで言う■■■ さんはご夫婦であります。よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>富田省三委員</p>	<p>続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、富田でございます。13番の案件について説明いたしま す。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>譲渡人の■■■さんと譲受人、■■■さんの間に、円満な話し合 いの下に売買が成立いたしました。この件について説明いたしま すと、この農地は■■■さんの土地と隣接になっておりまして、今 回利便性を考えて、■■■さんの経営規模拡大のために、この農地 を譲り受けたということでございます。つきましては、第3条 第2項の権利移動に係る許可要件につきましては何ら問題はない と思われまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>箕輪美代子委員</p>	<p>それでは、番号1番から番号13番について質疑に入ります。質 疑を許します。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>10番、箕輪です。確認なのですが、8番の■■■さんの 件なのですが、自分で持っている農地が9アール。普通贈 与であれば農地を取得することができるのですか。それを確認し たいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局のほうで。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>もともと持っている農地のほうが9アールあるのですけれど も、それと今回取得する農地が4,612平方メートルあるので、 合わせて50アールの要件を満たしていれば下限要件を満たすと</p>

	<p>いうふうになりますので、今回はこの2つを一緒に取得できるので、要件をクリアしているというふうな形になります。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>あと、もう一つなのですけれども、贈与だと思うのですけれども、兄弟間で弟さんが農地を全然持っていないと。それで、お兄さんから農地を一部贈与したいという場合は、それは通るのですか。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>では、事務局のほうか ■さんがもともと9アール持っているので、それにまたそこと合わせて50アールを超えてくるので、全然持っていないわけではないということです。</p>
<p>箕輪美代子委員 事 務 局</p>	<p>それとはまた違って、全然持っていない場合。 その場合は、渡す農地が50アールを超えていけば、全く持っていないなくても取得は可能です。</p>
<p>箕輪美代子委員 事 務 局</p>	<p>50アールなくて、例えば10アールだけ贈与したいのだという場合には通らないですか。そういうのを尋ねられたことがあったものですから。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>その場合は通らないです。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほかに何かありましたらお願いいたします。1番から13番についてどうでしょうか。 はい、どうぞ。</p>
<p>浜田洋一委員</p>	<p>6番の■さんの件なのですが、下のところにニンニクを栽培するという話なのですが、毎年ニンニクを取っても大丈夫なのですか。作物の関係で言うと、ニンニクとラッキョウとか、そういうものは連作しないほうが良いという話なのですが、経営的にどうでしょう。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局のほうで何かあれば。</p>

<p>浜田洋一委員</p>	<p>ちなみにですけれども、私、玉造に行く手前には、大体ラッキョウは毎年同じ場所に作っております。毎年同じところに連作。ラッキョウは作ってありました。ただ、ニンニクの場合にはどうだか分かりませんが。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ、2年くらい分からないけれども、何年か続けるとやっぱりいろんな作物と一緒に病気とかいろいろ出てくると思うので。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>では、事務局で何か。</p> <p>こちらのほうで確認している営農計画書というものがあるのですけれども、そちらのほうでは毎年11月に定植をして、5月、6月に収穫、7月、8月で消毒して、それをずっと繰り返していくような形になっています。年1回だけ定植して作物を育てるといふような形で提出いただいているので。一応こちらもう既に3年経過しているのですけれども、ニンニクの出荷した状況とかの報告を受けておりますので、今のところ問題なくできているのかなと思うのですが、もし連作障害とか、そういった部分があるようでしたら耕作されている会社のほうに確認を取ってみたいと思いますので、一応計画として出されているものは毎年作付をするというふうになっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 そのほかに何かありましたら。ないでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、1番から13番について質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号13番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1から番号13番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

		<p>(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)</p>
議 長		<p>続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>こちらにつきましては、市のほうより、令和3年11月30日付鉾農振第665号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められております。 土地につきましては、議案書3ページのとおりでございます。申請件数14件、筆数22筆、面積3万8,047.94平方メートル、申請理由につきましては、農家住宅、一般住宅、その他議案書のとおりとなっております。 意見書(案)につきましては、一覧表の右に記載されているとおりでございます。 令和3年12月24日。鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。</p>
議 長		<p>それでは、これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長		<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地等の売払いに関する意見の決定について)</p>

		て)
議	長	続きます。議案第3号「農地法第46条の規定による国有農地等の売払いに関する意見の決定について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事	務	この件につきましては、国有財産である農地の払下げに当たり、買受希望者が売払いの相手方に該当するかどうか意見を求められているものです。
局		それでは、番号1番について説明いたします。 願出人、■■■■■■■■■■。土地の表示、■■■■■■■■■■。地目、畑。面積16平方メートル。
		売払いの相手方の要件としましては、農地法施行規則第95条の規定により、「売払いの相手方は農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る」とありますので、願出人は、売払いの相手方に該当すると考えられます。
		以上でございます。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
	城田俊男委員	15番、城田です。議案第3号、1番の説明に入ります。 願出人、■■■■■■■■■■さんは、権利を有する農地は全て耕作されており、所有している機械は、トラクター2台、軽トラ2台、コンポキャスター。そして、田んぼの場合なのですけれども、田植機とコンバインはリースということでした。 従事する家族状況を見まして、農地を効率的に利用することに支障はないと思われまます。 本件の権利取得に何の問題も生じないと考えます。16平方メートルのこの面積ですが、隣との境界沿いの細長い土地でした。 ■■■■■■■■■■さんは、水稻、チンゲンサイ、ベビーリーフを栽培しており、畑は全部パイプハウスでした。国有地の案件は初めてですが、問題はないと思われまますので、報告を終わります。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番について、願出人が売払いの相手方に該当するとの意見を決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番について、願出人が売払いの相手方に該当すると意見を決定いたします。</p>
<p>(議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)</p>	
議 長	<p>続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番ですが、当初許可を受けた申請人、 。許可を受けた土地は、 の一部。畑、0.42平方メートル。 変更内容は、事業者の変更になります。変更後の事業者は、 。 計画変更の理由ですが、経営的判断により事業譲渡を検討し、 が事業継承の意向を示したため事業譲渡に至ったということです。 詳細につきましては、現地調査意見書をご覧いただきたいと思います。 以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明お願いいたします。</p>

菅谷幸子委員	<p>8番, 菅谷です。1番についてご報告いたします。</p> <p>去る12月15日に, 4番, 菊地委員, 7番, 坪沼委員, 8番, 私と事務局で現地調査を行いました。場所については, 地図1ページの左側の位置です。今まで許可されているところですので, 適と認め, 3人の意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p> <p>続いて, 地元委員説明であります, 国道51号線を鹿嶋のほうへ向かい, 大洋支所入り口から約[REDACTED]メートル入ったところの農道になります。今までと同じですから問題ないと思われしますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり承認することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり承認することと決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番, 当初許可を受けた申請人は, [REDACTED] [REDACTED]。許可を受けた土地は, [REDACTED] [REDACTED]の一部。畑, 0.37平方メートルです。</p> <p>変更内容は事業者と転用面積の変更になります。変更後の事業者は, [REDACTED]。変更後の面積は, 0.38平方メートル。</p> <p>計画変更の理由ですが, 経営的判断により事業譲渡を検討し, [REDACTED]が事業継承の意向を示したため事業譲渡に至った。また, 支柱の本数に誤りがあり, 78本から80本とし, 転用面積を変更したいというものです。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。</p>

<p>坪沼美知子委員</p>	<p>7番, 坪沼です。番号3番についてご報告いたします。 申請図につきましては, 地図1ページ右側になります。こちらの件につきましては, 既に許可を受けていました太陽光発電の事業譲渡による事業者変更の申請でございます。転用事由から判断しまして, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>出沼丈夫委員</p>	<p>16番, 出沼です。現況調査員の皆さん, 大変ご苦労さまでございました。申請地は, 案内図1ページの右側になります。場所は, 串挽小学校の交差点を半原方面に進みますと, 鉾田クリーンセンターを過ぎ, 串挽保育園の先50メートルぐらいの十字路を左に入りまして, 約■■■■メートルぐらいのところに申請地となっております。周辺は, 住宅地もありますが, ほとんどが畑地となっております。貸し主の■■■■さんは保育園を経営しており, 農地を鹿嶋市の■■■■との間に区分地上権を結び, 太陽光発電を行いました。このたび■■■■は経営的判断により事業譲渡を検討し, 鹿嶋市, ■■■■との事業継承を示しましたので, 事業譲渡に至ったとのことですので, よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり承認することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり承認することと決定いたします。 (議案第5号 農地法第5条の規定による権利)</p>

		<p>の設定，移転を伴う転用許可について)</p>
議	長	<p>続きます。議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>番号1番，使用借人，XXXXXXXXXX。使用貸人，XXXXXXXXXX。申請地は，XXXXXXXXXXの一部。地目，畑。面積499平方メートルです。</p> <p>事由ですが，現在，親と同居しているが，結婚し子供も生まれ手狭となったため，申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>転用計画は，居宅（自己住宅）141.62平方メートル。契約内容は使用貸借です。こちらにつきましては，農地転用の許可を受ける前に，敷地に碎石を敷いてしまっていたため，始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
	坪沼美知子委員	<p>7番，坪沼です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>申請地につきましては，地図2ページ左側となります。詳細につきましては，地元委員さんの説明をお聞きいただきたいと思います。申請地は，都市計画区域内の第1種低層住宅地域にあり，農地区分としては第3種農地と判断いたしました。始末書添付の申請ではありますが，農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積など，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。</p>
議	長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
	出沼丈夫委員	<p>16番，出沼です。1番についてご報告いたします。</p> <p>現況調査員の皆さん，大変ご苦労さまでした。申請地は，案内図2ページの左側になります。場所は，銚田市飯名にあります。近くには，西台浄水場や銚田第一保育所などがあり，周辺はたくさんさんの住宅が建っております。現在，地目は畑となっておりますが，現況は雑種地となっております。使用借人のXXXXXXXXXXさんと</p>

		<p>使用貸人の■■■■■さんは親子であり、現在は同居しておりますが、■■■■■さんが結婚し、子供さんも産まれましたので、手狭となり、申請地に自己住宅を建築したいとのことですので、ご審議をよろしくお願いいたします。敷地には若干碎石などが敷いてありましたが、始末書添付となっておりますので、よろしくご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>番号2番、賃借人、■■■■■。賃貸人、■■■■■。申請地、■■■■■の一部。地目、畑。面積0.36平方メートル。</p> <p>事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。</p> <p>転用計画ですが、営農型太陽光発電設備、パネル360枚、パネル面積556.5平方メートル。下部農地面積が1,524.1平方メートル。全体面積が2,482平方メートル。契約内容は賃貸借です。一時転用で許可日より3年間となっております。作目はニンニクです。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
坪沼美知子委員		<p>7番、坪沼です。番号2番についてご報告いたします。</p>

	<p>地図につきましては、戻りますが、1ページの右側となります。詳細につきましては、地元委員さんの説明をお聞きください。この件に関しましても、今出ました太陽光発電事業譲渡による事業者変更に関連しますということで、こちらも一時的な転用であるため許可できるものであり、農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>出沼丈夫委員</p>	<p>16番、出沼です。先ほど5条の2番について報告いたしました敷地でございますが、[]は太陽光発電会社であるため、[]さんの畑を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したいとのことでもありますので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号3番、使用借人、[]。使用貸人、[]。申請地、[]。地目、畑。面積514平方メートル。 事由、現在、親と同居しているが、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。 転用計画は、居宅（自己住宅）118平方メートル。契約内容は使用貸借です。</p>

<p>議 長</p>	<p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 の退席を求めます。</p> <p>(委員退室 午後2時45分)</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷幸子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>8番、菅谷です。3番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの右側の位置です。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域であり、集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。面積が500平方メートルを超えているのは、道路の幅が狭く、セットバックが必要なためであります。農地転用許可基準、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>城田俊男委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>15番、城田です。5条3番の説明に入ります。 現地調査委員の3名様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページの右側です。51号線の柏熊、火の見下という信号から メートルくらい入ったところです。使用借人、 さんの、 さんの後継者として、耕作面積が10町歩にて、米、サツマイモ、ニンジン等の栽培をしています。現在、両親と同居していますが、子供3人がいまして、成長して手狭となり、母屋の裏の申請地に自己住宅を建てたいということでした。問題はない案件だと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	■■■■■■■■■■の入場を認めます。 (■■■■■■■■ 委員入場 午後2時47分)
議	長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局
		番号4番、使用借人、■■■■■■■■■■。使用貸人、■■■■■■■■■■。申請地は、■■■■■■■■■■の一部。地目、畑。面積2,000平方メートル。 事由、建設工事に使用する資材置場として、申請地を借り受けて一時的に利用したい。 転用計画ですが、資材置場としまして、砕石400平方メートル、コンクリート2次製品200平方メートル、仮設事務所等100平方メートル。契約内容は使用貸借。一時転用となりまして、許可日より4か月間となります。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
	菊地博委員	4番、菊地です。4番についてご報告いたします。 去る12月15日、7番、坪沼委員、8番、菅谷委員と私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図3ページの左側です。農地区分としては、第1種農地と判断しました。転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。
	米川完一委員	6番、米川です。4番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでございます。場所ですが、地図3ページの左側になります。この赤い線で横に来ているのが、

		<p>左側が国道51号の上太田入り口の信号のあるところでは、[]さんが、この縦の線の道路の拡張工事の区間を取ったということで工事に入るために、ちょうど[]さんのところが空いていたということで借り受けたということでございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第6号 現況証明書の交付について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第6号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。</p>
事	務	<p>局 番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号1番、申請人、[]。届出地、[]の一部。地目、畑。面積978平方メートル。 現況はコンテナ置場、車両駐車場、車両転回広場、遊水地となっております。許可年月日は、令和3年11月25日。確認年月日、令和3年12月15日。転用事実証明となります。 以上でございます。</p>
議	長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、[]</p>

		<p>の退席を求めます。</p> <p>(委員退室 午後2時52分)</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
	菊地博委員	<p>4番、菊地です。1番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図3ページの右側の位置です。先月、11月25日に農地転用許可を受けたものです。現在確認したところ、駐車場として使用していました。3人の総合意見として、現況証明書の交付は可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議	長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
	櫻井健一委員	<p>1番、櫻井です。番号1番の転用事実証明について説明いたします。現地調査員の皆様、ご苦労さまでございました。調査員の報告のとおりでございます。地図3ページ右側になります。申請人、さん、は、申請地の所有者でございます。息子さんが経営者で、として、カンショ生産を大規模に経営しております。申請地は、先月、農業資材置場、駐車場として、5条許可を受けて、整備が完了しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
議	長	<p>の入場を認めます。</p> <p>(委員入場 午後2時54分)</p>

		(議案第7号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について)
議	長	それでは、議案第7号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、願出人、 XXXXXXXXXX 土地の表示、 XXXXXXXXXX 。地目、畑。面積4,458平方メートル。こちらは競売になりまして、入札期日は令和4年3月4日から3月11日で、開札期日は3月18日となっております。以上でございます。
議	長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
	富田省三委員	3番、富田でございます。今回の適格証明の申請でございますが、 XXXX さんは長年にわたり、この農地を借り受けて農作をしておりました。 XXXX さんは真面目な性格であり、適格証明を発行することに対しましては何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可

<p>議 長</p>	<p>せ、決議する。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和3年12月24日、鉾田市農業委員会。 以上でございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第9号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>こちらは3件の届け出がございました。19筆で面積は3万1,909平方メートル。いずれも合意解約となっています。 以上でございます。</p>

	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p> <p>議長 続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事務局 こちら6件の届出がございました。22筆で面積につきましては、合計で5万4,191平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p> <p>議長 続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事務局 こちら1件の届出がございました。3筆で地目はいずれも畑。合計面積1万811平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、それぞれ令和3年12月9日付けで会長専決処分により書類を受理いたしました。以上でございます。</p> <p>(報告第4号 農地法制限除外の届出について)</p>
--	--

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、報告第4号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>2件の届出がございました。番号1番、番号2番ともに同一申請人、[REDACTED]。番号1番の届出地は、[REDACTED]の一部。地目、畑。面積3平方メートルです。番号2番の届出地は、[REDACTED]の一部。地目、畑。面積2.25平方メートルです。 転用目的は、どちらも携帯電話無線基地局となっております。以上でございます。</p> <p>(報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて)</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>番号1番、使用借人、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]。申請地は、[REDACTED]の一部。地目、畑で、面積47平方メートルです。 こちらの取消事由ですが、ガソリンタンクを新たに埋設する計画であったが、採算が取れない可能性が高く、経営上の判断からタンクの新設を断念したということです。 取消年月日は、令和3年12月8日。令和元年10月28日に許可した案件でございます。以上でございます。</p> <p>(報告第6号 農地等の現況に係る照会に対す</p>

		る回答について)
議	長	<p>続きまして、報告第6号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事	務	<p>事務局より1件の照会がございました。</p> <p>番号1番、1筆で地目、畑から宅地への変更です。現況地目を確認しまして、非農地であったことから、令和3年12月16日付で会長専決処分により回答いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議	長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いします。</p> <p>どうぞ。事務局のほうから。</p>
事	務	<p>それでは、私のほうから1点お知らせといたしますか、人・農地プランの推進会議について説明させていただきます。</p> <p>以前何度か皆さんのほうにも人・農地プランの実質化ということで説明させていただいたと思うのですが、昨年度、全農地所有者に対して農地のアンケートを実施いたしました。次の段階としましては、回答の結果を地図に落とし込んで、その地図を基に今度は地区ごとで話し合いを開催するという段取りになるのですけれども、今回地区の推進会議、地域の座談会ということで、来年の1月になるのですけれども、1月の12日と13日の2日間に分けて、鉾田地区のほうを2班に分けて、旭地区、大洋地区と合計4回に分けて開催する運びとなりました。それで、会議の主催としましては、農業委員会ではなく農業振興課のほうの人・農地プランの所管課になるので、そちらのほうから開催の通知が委員の皆さん、農業委員、推進委員、両委員のほうに開催の通知が届くかと思われまので、お忙しい中だと思っておりますけれども、開催の日時の通知が届きますので、ご協力をいただいで、出席のほうをしていただければなと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。</p> <p>私のほうからは以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>では、事務局から。</p> <p>事務局のほうから当面の行事予定について説明させていただきます。</p> <p>来年1月ですが、17日13時から現地調査を予定しております。出席は、城田委員、出沼委員、海老原委員の3名になります。よろしくお願いします。</p> <p>18日の常設委員会は、案件のほうはございません。</p> <p>21日金曜日に議案の配付のほうを予定しております。</p> <p>25日火曜日が定例総会ということで、また同じ場所で2時からになります。1月は、後半の方が担当になります。</p> <p>26日、次の日ですが、こちらは会長と事務局長のほうで、水戸のほうで農業委員会の会長研修会、農政推進本部代議員総会、新春農政懇談会ということで出席となっております。</p> <p>行事予定については以上です。</p> <p>それと、積立ての関係でお話しさせていただきたいと思います。積立てのほうなのですが、2種類やっております。慶弔費の積立て、これは毎月お一人1,000円ずつ積立てております。それとは別に親睦会ということで、旅行の積立てを毎月1万円ずつ実施しております。皆さん委員になられてから3年間ずっと積み続けていますので、結構な金額になっていまして、こちらのほうを、コロナの関係で旅行とか行けなかったというのもあるのですが、引き落としを12月までは引いてあります。来年1月、2月、3月は引き落とさないで、そちらのほうを精算してお返ししようと思います。その精算金の額なのですが、33月、3年間だと36月ですが、1月、2月、3月は納めないで、33月になります。そうすると33万円なのですけれども、今年の11月に忘年会をやられたと思います。そこに、出席者の方についてはこちらの積立てのほうから1万5,000円充当していますので、出席者に関しましては31万5,000円を返還します。忘年会に不参加だった方には33万円を返還する形になります。こちらのほうが来年の1月、2月の定例総会の際に現金でお返ししようと思いますので、ご報告です。本当だったら、1月だったら1月にお返ししたいのですが、今のところ分散開催ということで、半分ずつということでやっていますので、出席者に対してお返しするという形で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。そのときには、ちょっと細かいというか、精算の仕方というか、残金がこれでこうなりますので、この金額を返しますということで、それもつけてお渡ししますので、よろしくお願いします。</p> <p>それで、積立ての残金が今762万71円ございます。先ほどの金額を支払いますと762万円なのです。71円が余ります。</p>
-------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>71円に関しましては、慶弔費のほうに繰り入れて、慶弔費のほうは3月まで続きますので、慶弔費の精算の際に併せて返還したいと思いますので、ご了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それで皆さんよろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほかに何かありましたらば。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>私のほうからも一言付け加えますけれども、茨城県農業会議のほうに出席した際に、やはり鉾田市が、先ほど事務局で説明した人・農地プランの色分けの部分的に鉾田市が茨城県では少し遅れておりますので、なるべく早い段階で進めていければなと私も思っておりますので、その点につきましては地元の委員さんにひとつご協力を得ながら、早くその地図の色分けをできて、幾らかでも早く耕作放棄地、そういうところが解消できるように、それと中間管理機構を通して耕作放棄地を有効活用するような、そういうところが鉾田市ではほかの市町村から比べて若干遅れておりますので、なるべく来年に入りましたらば早い段階で進めていきたいと思っておりますので、ひとつその際は皆さんにご協力のほうをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私のほうからは以上でございますが、そのほか何かありましたらば。ないですか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、今日が今年最後の最後でございますので、皆さんの慎重審議、本当にありがとうございました。来年も引き続き健康で総会を迎えたいと思っておりますので、ぜひ風邪をひかない、コロナにかからないように、また来年度も元気な姿を皆さんの前で、皆さんで協力し合って、ひとつ新年度を迎えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。</p>

午後 3時18分 閉会

署名人

議長(会長)

2番委員

3番委員